

平成 26 年 11 月 13 日

商業登記規則等の一部を改正する省令案に対する意見

日本商工会議所
東京商工会議所

平成 26 年 6 月に成立した会社法の一部を改正する法律により、監査役設置会社について、監査役
の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合には、その旨を登記するこ
とになった。同法の附則第 22 条では、当該登記は改正会社法施行後、最初に監査役が就退任する際
に合わせて実施すればよいこととされている。

しかし、今回の商業登記規則案別表第五では、当該登記は監査役の就退任とは異なる「会社状態区」
に記載するものとされており、該当する中小企業は監査役の就退任登記の登録免許税とは別に、当
該登記に伴う登録免許税の負担が生じることになる。

中小企業においては監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社
が最大で 100 万社程度あると想定される。こうした会社は、何ら組織形態の変更を行わないにも関
らず、登記申請義務を課せられることに加え、一律に登録免許税 3 万円の負担を強いられること
になる。

そもそも、今回の新たな登記義務は、平成 18 年の改正の際になされるべき手当てが欠けたこと
によって生じたものであり、このような立法上の不都合の解消を個別企業の負担のもとに行うこと
は明らかに不適切である。

そこで、登録免許税の免除の措置を講ずることを強く求める。

仮に、登録免許税を免除する措置を講ずることが困難であるならば、次善の策として、今般の商業
登記規則の改正において以下のいずれかの対応により、監査役の就退任登記とは別に登録免許税の負
担が生じることを回避すべきと考える。

- ①別表第五において「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある旨」を
「会社状態区」の記載事項とするのではなく、職務の執行停止などと同様に、「役員区」の記載事項
とする。
- ②商業登記法 14 条の「別段の定め」として、商業登記規則の改正規則附則に、「改正法附則 22 条によ
り登記をする場合において監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある定款
(代表者の原本証明があるものに限る)を提出した場合には、職権で「会社状態区」にその旨を登記す
るものとする」旨の規定を置く。

以上